

電気通信事業法の域外適用について

「一国二制度」問題

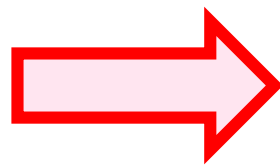
日本の消費者に向けて、同じサービスを提供していたとしても、日本国内からサービス提供する場合と、外国からサービス提供する場合では、適用される法律が異なる（一国二制度：一つの国内で異なる二つの制度に基づく）ことがある

特に、インターネットサービスは、容易に国境を越えてサービス提供がされるため、頻繁に「一国二制度」問題が起こり得る

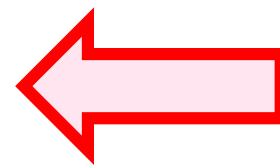
国内事業者



日本の法律に基づいて提供



同じサービスを提供



国外事業者



外国の法律に基づいて提供

「一国二制度」がもたらす影響

➤ 消費者にとって

- ✓ 日本の消費者保護ルールによる保護を受けられない
- ✓ 国外事業者提供サービスに事故が発生しても行政に報告がなされない
- ✓ 国外事業者提供サービスで問題があっても行政は守ってくれない

➤ 事業者にとって

- ✓ 同じサービスを提供しているにも関わらず、異なるルールで競争させられることになり、日本企業が大きなハンデを背負う

消費者にとっても、事業者にとっても負の影響が大きい

メールサービスの場合

➤ 消費者にとって

- ✓ 日本の消費者保護ルールによる保護を受けられない
→通信の秘密の保護を受けられない
- ✓ 国外事業者提供サービスに事故が発生しても行政に報告がなされない
→事故が発生しても総務省に報告がなされていない
- ✓ 国外事業者提供サービスで問題があっても行政は守ってくれない
→総務省は守ってくれない

➤ 企業にとって

- ✓ 同じサービスを提供しているにも関わらず、異なるルールで競争させられることになり、日本企業が大きなハンデを背負う
→国外事業者が行っているようなメールサービスにおける付加価値の高いサービスの提供が困難である

海外事業者に適用すべきルール

■理想としては国内事業者に適用されるルールを全て適用

仮に、全適用との差分ができるのであれば、海外サービスを使う国民に対する保護レベルが下ることについて合理的な根拠が示されるべき

■少なくとも以下のルールは適用すべき

- 秘密の保護（4条）
- 利用の公平（6条）
- 電気通信事業の届出（16条）
- 電気通信業務の休止及び廃止の周知（26条の4）
- 業務の停止等の報告（28条）
- 業務の改善命令（29条）
- 罰則（179条）

秘密の保護（4条）

規定	電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
趣旨	電気通信が必要不可欠なコミュニケーションの手段であることから、憲法21条2項を受けて思想表現の自由の保障を実効あらしめるとともに個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障するもの。
国外事業者への適用の要否	電気通信事業の基本的な規定であり、国外事業者提供サービスを使う国民に対する保護レベルが下ることについて合理的な根拠を示すことはできないのではないかと。

利用の公平（6条）

規定	電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。
趣旨	通信において不当に差別されることは、社会・経済活動において著しい支障を生じることになることから、憲法14条1項を受けて不当な差別的取扱いを禁止するもの。
国外事業者への適用の要否	電気通信事業の基本的な規定であり、国外事業者提供サービスを使う国民に対する保護レベルが下ることについて合理的な根拠を示すことはできないのではないか。

電気通信事業の届出（16条）

規定	<p>電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名。</p> <p>（略）</p>
趣旨	<p>特定の者に対する不当な差別的取扱い等があつた場合には業務改善命令を講ずる等、事後的な措置を必要に応じて講ずることがあり得ることから、行政の運営上必要最小限の情報を取得することを目的とするもの。</p>
国外事業者への適用の要否	<p>法令違反等があつた場合に業務改善命令を講ずることができないとすれば実効性を欠くことになりかねず、政府は、必要最小限の情報を取得しておく必要がある。</p> <p>その際、確実に執行を行うことができるようにするためにも日本に代理権を有する代理人の設置を義務付けるなどの措置を講ずるべき。</p>

電気通信業務の休止及び廃止の周知（26条の4）

規定	電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。（略）
趣旨	サービス提供が何の前触れもなく突然打ち切られた場合には、利用者が不測の不利益を被るおそれがあることからあらかじめ利用者に周知させるもの。
国外事業者への適用の要否	国外事業者提供サービスであったとしても、利用者が不測の不利益を被ることを可及的に防止するために、休止等についてはあらかじめ周知すべき。

業務の停止等の報告（28条）

規定	電気通信事業者は、第8条第2項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。
趣旨	電気通信事業が、社会経済活動に必要なサービスを提供する公共性の高い事業であり、継続的・安定的なサービス提供が求められるものであるため、利用者の利益の保護のため、行政庁としてもその実態を把握し、必要に応じて適切な指導等を行うことを可能とするためのもの。
国外事業者への適用の要否	海外サービスであったとしても、利用者の利益の保護のため、行政庁はその実態を把握し、必要に応じて適切な指導等をするべきであり、そのためには、国外事業者から報告を受けることが必要である。

業務の改善命令 (29条)

<p>規定</p>	<p>総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。(略)
<p>趣旨</p>	<p>電気通信事業者の業務が不適切に行われ、利用者の利益や公共の利益が阻害されている場合に総務大臣が改善等を命ずることができるとするもの。</p>
<p>国外事業者への適用の要否</p>	<p>法令違反等があった場合に業務改善命令を講ずることができないとすれば、実効性を欠くため、国外事業者に対しても改善命令等を行うべき。</p>

罰則 (179条)

規定	電気通信事業者の取扱中に係る通信（略）の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（略）
趣旨	法令違反が、電気通信事業の適正かつ合理的な運営並びに公正な競争の促進を阻害し、利用者の利益を害し、電気通信の健全な発達の障がいとなることに鑑み、罰するもの。
国外事業者への適用の要否	法令違反等があった場合に罰せられないとすれば、実効性を欠くため、国外事業者に対しても罰則を適用すべき。